

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第334号）

〔 採点基準公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和3年3月19日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年5月8日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

平成30年3月に実施された大阪府立〇〇高等学校における一般入学者選抜において、平成30年4月27日付け教高第1373号において公開された「平成30年度 大阪府公立高等学校一般入学者選抜の採点基準（D）」に基づいて採点されていない事実が分かる文書。

別添、〇〇地裁〇〇平成〇年（〇）第〇号「〇〇事件」原告第3準備書面における「甲20号証、甲21号証」に相当する公文書を請求する。

- 2 令和元年5月22日付けで、実施機関は本件請求に対し、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「本件請求文書は、作成していないため管理していない。」との理由を付して、審査請求人に通知した。

- 3 令和元年5月23日付けで、審査請求人は上記2の決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、以下の内容を審査請求の理由とする審査請求を行った。

（審査請求の理由）

本件において請求している文書は、〇〇地裁〇〇平成〇年（〇）第〇号「〇〇事件」原告第3準備書面における「甲20号証、甲21号証」に相当する文書である。

別添の文書は、甲21号証のコピーであるが、これは〇〇高校において実際に作成され、教科で回覧されたものであるもので、組織的に用いられた行政文書であることは明らかである。

したがって、この文書の原本を大阪府が所有していることは明白であり、本件請求に対して「不存在による非公開決定」を行うことは虚偽であり、著しく不当である。

- 4 令和元年6月13日付けで、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書の特定が不十分であったためとして上記2の決定を取り消した上、改めて、本件請求に対応する文書として「平成30年度 社会採点基準 再確認」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、同日付けで、条例第13条第1項の規定により、公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人

に通知した。

- 5 令和元年7月19日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行審法第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の変更を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

審査請求の理由

実施機関が公開した文書は、上部「回覧」欄に押印がないものである。これでは、行政文書として作成された事実が分からないので、押印済みのものを求める。なお、公務員の認印印影については個人情報等に該当しないことは確認済みである。

- 2 反論書における主張

「『回覧』欄は、完成した文書を組織内で共有する際の便宜的な確認手段にすぎないもので、文書の構成要素そのものではない」とあるが、通常、決裁ないし回覧・供覧がなされたものは、その意思確認・決裁経緯がわかるものを保存するものであり、あえて修正したものを作成する理由がない。仮に、修正版として新たに作成する文書であればそもそも回覧欄を設ける必要もなく、このような文書が存在することは不自然である。したがって、「回覧」欄に押印済みの文書が存在するはずであるので、それを公開すること。よって不服とする。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

- 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

- 2 弁明の理由

条例第2条において、「『行政文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライド並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」としている。

本件行政文書は、社会科の教員の代表が平成31年度入学者選抜の社会科の採点基準を教頭に報告する目的で作成したものである。作成後には、報告前に社会科教員全員がその内容を確認するために回覧を行い、必要な修正を施し、管理しているものであるため、条例第2条の記載に合致した行政文書である。

また、本件行政文書の「回覧」欄は、完成した文書を組織内で共有する際の便宜的な確認手段にすぎないもので、文書の構成要素そのものではない。したがって、本件行政文書は行政文書の要件を満たしている。

さらに、本件行政文書は、請求された情報と合致しているものである。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことよって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件行政文書は上部「回覧」欄に押印のないものであり、「回覧」欄に押印済みの文書が存在するはずなので、その文書の公開を求めると主張するので、本件決定の妥当性について以下検討する。

当審査会が審査請求人の求める文書の存否について実施機関に確認したところ、以下のとおり説明した。

審査請求人が求める回覧済であることがわかる採点基準は廃棄しており、実施機関が保有する文書は、本件行政文書のみである。入学者選抜の採点基準は、各教科において採点作業を通じて適宜意見交換し、採点作業終了後、教科代表がとりまとめ、管理職に提出し、校長から本

庁の所管課へ提出することとなっているが、審査請求人が求める文書は、管理職に提出する前に、社会科教員間で回覧するために社会科教科代表が作成したものであり、保存の必要がないため入学者選抜事務終了後に廃棄されていた。保有していないことに大阪府教育委員会行政文書管理規則上も特段の問題はない。

また、当審査会において入学者選抜の事務手続について確認したところ、実施機関の主張に不自然な点は認められない。

よって、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

正木 宏長、井上 理砂子、田積 司、久末 弥生